　家畜の所有者の皆様へ

県南家畜保健衛生所からのお願い

令和２年４月３日に、家畜伝染病予防法が改正され

飼養衛生管理基準に以下の新たな基準が追加されました！

１ 飼養管理区域に出入りする者に消毒義務

② 飼養衛生管理者の選任

３ 飼養衛生管理者による管理と従業員の指導

４ 飼養衛生管理基準の違反者に対し勧告・命令

５ 飼養衛生管理基準違反者の公表

６ 飼養衛生管理の罰則を強化

飼養管理区域ごと、全ての家畜所有者に、

飼養衛生管理者の選任が義務づけられます！

　そのため、令和２年７月１日までに、飼養衛生管理者を選任し、別紙様式で、郵送、ＦＡＸまたはメールで県南家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

①郵送の場合

〒859-1415島原市有明町大三東戊908-1

　　　　　県南家畜保健衛生所　宛

②ＦＡＸの場合　0957-68-2056

③メールの場合　[s11340@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s11340@pref.nagasaki.lg.jp)

　※必ず件名には氏名を入力して送信してください。

④webアンケートシステムを用いる場合

下記QRコードを読み取り、各項目を記入してください。